

保 地 第 370 号
令和 7 年 5 月 12 日

関係医療機関の長 殿

沖縄県保健医療介護部長
(公 印 省 略)

令和 7 年度新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関 **施設** 整備事業）に係る
補助金の事業計画書等の提出について（依頼）

本県の保健医療行政の推進につきましては、平素から御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

みだしのことについて、令和 7 年度の事業計画書等を募集しますので、事業実施を希望される場合は、下記により御提出下さるようお願いします。

記

1 提出資料

補助金名	提出様式
医療施設等 施設 整備費補助金 (令和 6 年度補正予算分) ※新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関施設整備事業）	・ 令和 7 年度医療施設等施設整備費補助金事業計画総括表（様式 1） ・ 施設整備事業費内訳書（様式 2） ・ 施設整備事業計画書（様式 3-16）

2 提出方法

末尾記載の担当あて電子データをメールで提出して下さい。また、メールの件名は以下のようになっています。

医療施設等 **施設** 整備費補助金・・・件名「【医療機関名】**施設**補助金事業計画書提出」

3 提出期限

・ 提出の有の連絡：令和 7 年 5 月 22 日（木）※期限厳守

【重要】提出を予定の医療機関については、令和 7 年 5 月 22 日（木）までに対象となる整備と整備予定額について、問い合わせ先まで必ず連絡
お願い致します。

・ 提出様式：令和 7 年 5 月 26 日（月）※期限厳守

4 対象となる整備

- ・ 病室の感染対策に係る整備
- ・ 病棟等の感染対策に係る整備
- ・ 個人防護具保管施設の整備

※ 基準額や対象経費については、別添の医療施設等 **施設** 整備費補助金交付要綱（案）にて確認をお願いします。

5 留意事項

- (1) 本事業は、県と医療措置協定（感染症法第 36 条の 3 第 1 項に規定）を締結する医療機関の新興感染症への対応力を強化することにより、今後の新興感染症の発生時に速やかに対応で

- きる医療提供体制を構築することを目的としています。補助金の申請をする医療機関におかれましては、本事業の趣旨、目的を理解したうえで申請して頂くようお願いいたします。
- (2) 提出書類については、国交付要綱（設備）（案）等を十分確認して作成してください。国交付要綱（設備）は（案）となっており、今後変更がある可能性があります。なお、実施要綱、県交付要綱についても今後改正される可能性がありますので申し添えます。
- (3) 事業着手は、県からの補助金交付決定後であり、補助金交付決定前に着手した経費は補助対象外となりますので御留意願います。
- (4) 事業実施後に提出する実績報告については、県交付要綱第13条第1項の規定に関わらず、遅くとも交付決定を受けた会計年度の2月末日までに提出するように事業の進捗管理は十分御注意ください。
- (5) 事業計画を審査の上、予算の範囲内において補助を実施します。今回の事業計画の提出をもって直ちに補助を決定するものではないため、御留意願います。
- (6) 事業途中で計画内容を変更する場合は、別途、変更申請が必要となります。
- (7) 補助を受けた場合、当該補助金は国庫補助金のため、国の会計検査の対象となります。
- (8) 補助を受けた場合、5年間関係書類（発注・納品・請求書等含む）を保管しなければなりません。

（問い合わせ）

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2

沖縄県保健医療介護部 地域保健課 楚南

TEL：098-866-2215 FAX：098-866-2241

MAIL：sonanka@pref.okinawa.lg.jp